

事業者の皆様へ ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が入札談合に関わることは、法律で禁止されています。



入札談合等関与行為



①談合の明示的な指示

（具体例）

- ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

（具体例）

- ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

（具体例）

- ・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
- ・公表前の発注情報（入札予定）の教示、示唆
- ・入札参加希望者の教示、示唆
- ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆



④特定の談合の幫助

（具体例）

- ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
- ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、賄賂を受け取らなくても、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により失職します。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

北海道森林管理局では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、受付窓口又はお近くの職員へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。



②事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応

- ・不当な働きかけとは、
予定価格を聞き出す行為 入札参加業者を聞き出す行為
技術評価点を聞き出す行為 公表前の発注情報等を聞き出す行為
などです。
- ・不当な働きかけがあった場合は、
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

○物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが禁止されています。

- ・金銭や物品の贈与
- ・酒食等のもてなし（接待）
- ・車での送迎など、無償でのサービス提供
- ・一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- ・金銭の貸付け
- ・無償での物品や不動産の貸付け など